

鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰による市民の経済的負担を軽減するとともに、温室効果ガスの排出削減及び地域経済の活性化を図るため、市内の自ら居住する住宅において、省エネルギー効果の高い家電製品（以下「省エネ家電」という。）への買換えを行う市民に対し、予算の範囲内において鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鳴門市補助金等交付規則（平成14年鳴門市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売店（市内本店） 市内に本店等を有し、市内で家電製品を取り扱う法人又は個人事業主をいう。
- (2) 販売店（市外本店） 市内に支店又は営業所等を有し、市内で、家電製品を取り扱う法人又は個人事業主をいう。
- (3) 買換え 既存の家電製品を廃棄し、新たに同一品目の省エネ家電を購入（インターネット通販等による購入を除く）し、設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請日時点で本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市内の自ら居住する住宅において、既存の家電製品から次条に定める補助金の対象となる家電製品（以下「補助対象家電」という。）への買換えを行い、かつ、当該住宅に設置しようとする事。
- (3) 同一世帯において、既にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (4) 次条に定める補助対象家電を購入するにあたり、国、県その他の団体において、同様の補助を受けていないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象家電)

第4条 補助対象家電は、市内販売店で購入する新品（未使用品に限る。）であって、かつ、次の各号に掲げる品目に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) エアコン エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号

に基づく目標年度2027年度において、省エネ基準達成率が100%以上のもの
(2) 電気冷蔵庫 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく目標年度2021年度において、省エネ基準達成率が100%以上のもの
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象家電の購入に要する経費(税抜き本体価格に限る。以下「補助対象経費」という。)に2分の1を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 販売店(市内本店)から購入した場合 50,000円

(2) 販売店(市外本店)から購入した場合 30,000円

2 前項の規定にかかわらず、現金値引き、クーポン等による割引、既存家電の下取り価格又は売却額がある場合は、当該金額を補助対象経費から差し引くものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につきエアコン又は電気冷蔵庫のいずれか1台限りとする。
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象家電を購入する前に、鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象家電の見積書の写し(購入予定店舗、品名、型番、補助対象経費、値引きや下取り等の額が確認できるもの)

(2) 補助対象家電の省エネ基準達成率の確認できる書類(カタログの写し等)

(3) 本人確認書類の写し(運転免許証の写し等)

(4) 令和8年1月2日以降に鳴門市に転入した交付申請者については、令和8年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付期間は、令和8年7月13日から令和9年1月29日までとする。ただし、当該期間内であっても、申請額の総額が予算の額に達したときは、その時点で受付を終了するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象家電を販売した法人又は個人事業主等(以下「手続代行者」という。)は、申請者に代わり、本条及び次条以降に定める手続を代理で行うことができる。この場合において、手続代行者は、手続の代行を通じて申請者に関し知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い取り扱うものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定を行い、鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、補助対象家電の購入、設置及び既存家電の処分が完了したときは、令和9年3月12日又は交付決定を受けた日から起算して60日以内のいずれか早い日に、鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金実績報告書兼交付請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象家電を購入した際の領収書又はレシートの写し（購入日、購入店舗、品名、型番、補助対象経費が確認できるものに限る。）
- (2) メーカー保証書の写し（型番及び製造番号が確認できるもの）
- (3) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法に基づく排出者控え）の写し又は処分を適切に行ったことが確認できる書類（いずれも7月1日以降に処分したものに限り。）
- (4) 補助金の振込先口座（申請者本人名義のものに限る。）が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び支払等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告及び請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の額の確定の通知は、様式第4号によるものとする。

（取得財産の管理）

第10条 申請者は補助金の交付の対象となった省エネ家電について、その設置の日から6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第5号により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) 補助金を他の目的に使用し、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき
（補助金の返還）

第12条 前条の規定により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合による返還の命令は、補助金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。